

平成 23 年度事業計画

1. 基本方針

民主党政権になり、障害者自立支援法の廃止が宣言され、障害者総合福祉法の制定に取り組みが開始されましたが、成立までには数年を要することになりますので、現時点では、自立支援法に沿って活動を進めることとなります。つなぎ法案が示され改善がされましたので、幼児期の支援と家族支援をより深く進める必要があります。また、応益負担から応能負担にすることが謳われています。

地域生活で重要なグループホームの設置要件の改善も進めなくてはなりません。総合福祉法が制定されるまで、予断を許しませんが、現在の法制度の中で可能なことを積極的に取り組まなければなりません。

少しでも、彼らにとって住みよい社会を実現する為の事業を計画し、実行に移してまいりたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

2. 重点事業

- ・ 育成会活動を活発にさせるための研修・啓発事業を推進する
- ・ 全日本手をつなぐ育成会への積極的な協力と、千葉県行政への前向きな働きかけ及び関連機関・団体との緊密な関係づくり（継続）

3. 事業の実施計画

(1) 研修事業

- ・ 参加型研修会の開催（家族支援プロジェクト「ファシリテーター養成・講座」・「ワークショップ」の開催）
- ・ 全国大会・関東甲信越ブロック大会への参加
- ・ 県行政や他団体関連機関との意見交換の場の設定（継続）
- ・ 知的障害者相談員研修会の実施（県委託事業）
- ・ 各地区会員研修会の実施

(2) 各部会・委員会の活性化

- ・ 各部会、委員会とも役員会との緊密な連携を図りながら独自性・専門性を確立していく。
- ・ 年間目標の設定と事業計画（継続）

(3) 啓発活動の拡充

- ・情報収集と発信システムを更に活性化していく
- ・会長会における情報交換と各地区間の交流、各地区育成会の連帯感の醸成
- ・行政や全日本手をつなぐ育成会への提言・提案
- ・なのはな知的障害児者生活サポート協会との連携・共同の啓発活動の拡充

(4) 会員対象の事業の実施（継続）

- ・レクレーション事業
- ・療育親子の旅事業（県補助事業）

(5) 相談事業

- ・障害者人権 110 番事業（県委託事業）
- ・権利擁護活動の推進（継続）